

2020年4月19日 発行

エバー総合法律事務所では、個人のお客様と法人のお客様に身近な法律問題をニュースレターでお届けします。

エバーニュース

EVER NEWS

連載

- 配偶者居住権について
(相続法改正)
- 業務として注意すべき
所得税源泉徴収義務について

■ 無料相談会のご案内

- 料金のご案内 / 事務所のご案内



vol.73



エバー総合法律事務所

配偶者居住権について (相続法改正)

1 民法の大改正については度々取り上げており、相続法でも改正がありました。既にVOL.54、55でその概要を紹介しました（バックナンバーはホームページに掲載しています）。その際にはまだ施行日が明らかではありませんでしたが、今回改めて紹介する配偶者居住権について令和2年4月1日から施行されることとなりました。

2 配偶者居住権の意義及び目的

(1) 被相続人（亡くなった方のこと）の死後もその配偶者の居住を確保する必要があります。そのため、遺産相続に際して、居住建物の居住権を所有権よりも低額で取得しながらある程度の生活資金も確保し、生活環境を維持することを目的として、「配偶者居住権」の制度が創設されました。この目的に該当するのは主に長期的な居住の確保を目的とする場合ですが、それ以外にも短期的な居住権の保護のための「配偶者短期居住権」も併せて創設されました。

この二つの制度の違いは、期間の点、無償に限定されるか否か、第三者に対する権利主張の可否、財産的評価を要するかが主な点です。以下具体的に見てみましょう。

(2) 配偶者短期居住権について

まず、短期的な保護に関する配偶者短期居住権とは、被相続人の配偶者が被相続人の財産に属した建物に相続開始の時に無償で居住していた場合に、その建物の所有権を相続又は遺贈により取得した者に対し主張できる、無償で使用できる権利のことを言います。

相続開始時に被相続人の建物に無償で居住していた配偶者は、①共有持分を有して相続人間で居住建物について遺産分割をすべき場合には、居住建物の帰属が確定した日又は相続開始時から6カ月を経過する日のいずれか遅い日、②共有持分を有しない場合には、居住建物所有者から配偶者短期居住権の消滅請求をされてから6カ月間は、無償で使用できる権利を取得できるとされました。

これは無償で居住していた場合に限定されますが、被相続人の権利は共有持分でもよいとされ、設定には遺贈や死因贈与は必要ありません。建物の使用のみにとどまることや6カ月が限度であること、第三者に対して権利を主張できないことなどが特徴です。

(3) 配偶者居住権について

配偶者居住権とは、被相続人の配偶者が被相続人の財産に属した建物に相続開始の時に居住していた場合に主張できる、無償で使用及び収益する権利のことを言います。

この権利は登記ができ、第三者に権利を主張することもできます。従前に居住していた際に無償であったか否かは問いません。被相続人が単独所有権を持つ場合だけでなく配偶者との共有の場合にも成立します。この権利成立のためには、遺産分割協議で設定するか遺贈や死因贈与で設定される必要があります。この権利は原則終身とされていますが、異なる定めをすることもできます。権利者は使用だけでなく収益することもできますが、第三者に使用・収益させる場合には相続により所有者となった者の承諾が必要で、承諾を得ていないと権利の消滅を求められることとなります（これは上記の配偶者短期居住権の場合も同様です）。

この権利は、借家権のように強い権利で、原則終身までというように所有者に負担をかける権利ですので、遺産分割にあたっては、配偶者の取得分として配偶者居住権の価値の評価をする必要があります。今後評価方法については議論がされると思いますが、一部の裁判所では簡易な評価方法として、存続期間満了の時点で所有者に完全な所有権が復帰するという点に着目し、存続期間満了時の時点での完全な所有権の価額を算定し、現時点の評価に法定利率などを利用して割戻し、負担付建物所有権や負担付土地所有権などに評価を割り付けて評価を決めていく方法が考えられています。

以前は遺産分割で配偶者が居住する土地建物の所有権を取得してしまうと、現金や預金などのほかの遺産を取得できないこともありました（不動産の評価が遺産のほとんどを占めるという事例が多いためです）。今回の法改正で、配偶者の居住権を確保するとともに、所有権を取得するよりは低い評価となるため、老後の生活資金のために遺産分割で現金や預金を取得できる可能性がこれまでより高くなりました。

この制度は令和2年4月1日以降に開始した相続（死亡日）に適用がありますので、お悩みの方はご相談ください。

無料相談会
のご案内

2020年4月21日火曜日、4月30日木曜日、5月8日金曜日、5月13日水曜日のいずれも午後3時から午後6時の間にて、お一組様各30分で無料相談を承ります。

ご希望の方は当事務所までお電話にてご予約のうえでお越しください。

なお、今後の無料相談会の予定については当事務所のホームページにてご案内いたします。

<http://ever-lawyers.jp/> 「エバー総合法律事務所」で検索を

業務として注意すべき 所得税源泉徴収義務について

法律業務を行うにあたって税務との関連は非常に重要になります。法律業務に関連して所得税の源泉徴収義務の関係でいくつか注意すべき裁判例がありましたので、今回はそれについて簡単に取り上げてみたいと思います。

1 非居住者と源泉徴収義務について

通常、会社として源泉徴収が問題になるケースとしてはまず従業員の給与が思い当たるといえます。しかしそれ以外にも相手方への支払が「非居住者」の場合に源泉徴収義務があるとされています。非居住者とは、居住者以外とされ、住所が日本国内になく、かつ1年以上の居所を有しない者になります（住所とはその方の生活に最も関係の深い一般的生活、全生活の中心を指すとされ、生活の本拠と言われます。一方、住所は、多少の期間継続的に居住しますが、生活との関係の度合いが住所ほどではないとされます。）。

取り上げる事例は東京高裁平成28年12月1日判決ですが、この事例はXという会社が、Yさんから日本国内の不動産を購入しました。Xの担当者もYが非居住者かどうか確認をしていました。Yも資料として対象不動産の場所が住所として記載されている印鑑登録証明書、住民票、固定資産評価証明書、土地の全部事項証明書を提示し、売買契約書や領収書記載の住所もこれらの住所を記載していたため、Xとしては居住者と判断しました。しかし、税務署は2年以上に及ぶ税務調査によってYが米国に国籍と住所を有し、日本に居所がないことから、非居住者にあたると認定し、Xに源泉徴収義務があるとし、納税告知処分を行いました。この裁判は、Xが納税告知処分の取消しを求め、不服申し立てを経たうえで提訴したものです。1審判決は非居住者として認定しXは控訴しましたが、控訴審も1審と同様非居住者と認定をしました。判例からうかがえるところでは、Yが以前米国で生活していたことをXに説明していたり、また売却交渉開始後も渡米していたことをXが認識していたなどの諸事情を踏まえ、Xとしては具体的な生活状況について質問をするなど調査を尽くすべき義務があったとの判断がなされています。

税務署が2年以上も調査をしてようやく判明するほど非居住者の判定が困難であるという事例のため、この高裁判例はXに酷であるとの専門家の評価もあります。売買代金が7億を超えていたため源泉徴収額も多額に及び

ました。不動産に限りませんが、昨今海外の方との売買事例が増えており、また日本人でも海外に基盤を持つ方も増えておりますので、売主が非居住者か否かについては十分調査を尽くす必要があると感じさせる事例です。

2 債務免除と源泉徴収義務について

ある団体の理事長Aが、その団体から借入を繰り返したところ、債務額が多額になって弁済が困難になり団体から債務免除を受けたというケースです。その債務免除益について理事長に対する「賞与」にあたるか否か、源泉徴収義務が発生するかどうかについて、所轄税務署長は賞与に該当するとして給与所得に係る源泉所得税の納税告知処分及び不納付加算税の賦課決定処分をしたため、Aが国に対して各処分の取り消しを求めて、不服申立を経たうえで提訴しました。この事例は、地裁、高裁、最高裁、差し戻し後の高裁（広島高判平成29年2月8日）と裁判を繰り返しました。最高裁は、債務免除益について所得税法の賞与又は賞与の性質を有する給与に該当すると判断し、差し戻し後の広島高判は、当時の所得税基本通達（その後所得税法が改正され法律に規定されました）が、「債務免除益のうち、債務者が資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難であると認められる場合に受けたものについては、各種所得の金額の計算上収入金額又は総収入金額に算入しないものとする。」と規定しており、これは給与所得にも該当すると判断しました。また、資産の評価についてそれまでの事実認定と異なり理事長の資産が17億円も超えると認定し、結果として5億弱に及ぶ源泉徴収義務を団体に認定しました。

債務免除で源泉徴収とは不可解にも思えますが、取引によっては債務免除を伴うこともあり、免除される側に資産がある場合には源泉徴収義務が発生することがありうることになり、注意が必要です。特に法人と会社役員との貸借は良くありますがその処理には慎重に行うべきといえます。

3 そのほかにも所属する従業員の給料が差し押さえられた場合にも源泉徴収義務はあるという最高裁判例（平成23年3月22日）がありますので、ご注意ください。



料金

のご案内

一般的な料金の概要

ご相談料 事件受任の場合は頂戴しません。

30分 3000円プラス消費税

1時間 5000円プラス消費税

予約電話番号 **043-225-3041**

業務内容

不動産

会社経営

貸金請求

労災

相続

民事再生・破産手続き

金融

消費者問題

交通事故

刑事事件

離婚

家族問題

成年後見制度

参考例

以下は、良くある場合について一例として費用について掲げました。

その他の事例や基準の詳細については当事務所のホームページで報酬基準詳細をご覧ください。

1 金銭請求

たとえば600万円の請求をする場合には（仮差押えがない裁判のみの場合）

着手金	30万円プラス消費税
預り金	10万円程度
報酬	全額回収できた場合 60万円プラス消費税
200万円の場合	32万円プラス消費税

2 刑事事件

たとえば、窃盗で逮捕された場合、

着手金	30万円から50万円プラス消費税
預り金	5万円程度
報酬	30万円から50万円プラス消費税

*執行猶予が付いた場合や刑の軽減となった場合です。

3 成年後見

たとえば、認知症の方について成年後見を申し立てる場合

申立着手金	10万円から20万円プラス消費税
預り金	5万円程度

それ以外に鑑定費用（精神科医師の費用ですが5万円から10万円が目安）

エバーニュースバックナンバーはホームページに掲載しております。

事務所

のご案内



〒260-0013 千葉市中央区中央4-12-1 KA中央ビル4階

エバー総合法律事務所

代表 弁護士 菊地秀樹（千葉県弁護士会所属）

TEL 043-225-3041

FAX 043-225-0071

業務時間

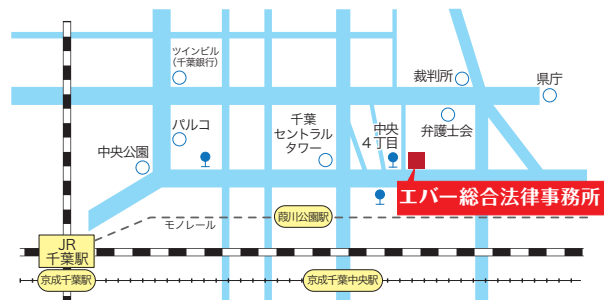
午前9時より午後6時まで

*なお、ご相談時間については夜間、土曜日などご要望の場合にはご相談ください。

ホームページ

<http://ever-lawyers.jp/>

「エバー総合法律事務所」で検索を



●千葉駅 2 番バス乗り場より乗車。2つ目の「中央4丁目」下車
●駐車場は周りの有料駐車場をご利用下さい。